



Title	韓鉄（大宰府管志摩郡製鉄所）考：九州大学構内遺跡出土木簡
Author(s)	服部, 英雄
Citation	坪井清足先生卒寿記念論文集 p984-995
Issue Date	2010-10-26
URL	http://hdl.handle.net/2324/18608
Right	

This document is downloaded at: 2012-06-26T19:56:56Z

韓鉄（大宰府管志摩郡製鉄所）考

—九州大学構内遺跡出土木簡—

服部 英雄

はじめに

1. 桑原元岡の歴史的環境

- 1-1 今津の海とアジア
- 1-2 軍事的要衝
- 1-3 川辺里戸籍

2. 過所木簡と効力の保証

- 2-1 大宝元年木簡
- 2-2 延暦四年木簡

3. 木簡から考える製鉄所機構

- 3-1 月日を記述する木簡と年月日を記述する木簡
- 3-2 志麻郡七郷中四郷から貢納
- 3-3 貢納された韓鉄は原材料・朝鮮半加工鉄一年のみを記述する木簡
- 3-4 韓鉄郷の性格—鉄生産のための工業特区・便補郷

補論 元岡・桑原の地名をよむ

はじめに

筆者は昨・平成21年度より元岡にある九州大学新キャンパス（通称イトキャン）に勤務している。大学建設に先立って行われた福岡市教育委員会による元岡桑原遺跡の発掘調査においては、多数の墨書木簡が出土した。「壬辰韓鉄」木簡や「大宝元年」木簡の出土は大きくマスコミ報道もされた。木簡は7次、15次、20次調査で出土した。7次調査区は元岡地区の池の浦、15次は桑原地区の履形、20次は桑原地区の戸山谷地域である。木簡については当初、菅波正人氏が『木簡研究』23、25（2002、2004）に速報、報告書は2002より刊行されていて（福岡市教育委員会『元岡・桑原遺跡群』）、木簡記述は報告書4、8、12、13、14にある。20次分の解説については平川南、田中史生、三上喜孝各氏の署名による。難解な解説作業は容易ならざるものであろう。筆者は解説（報告）者の努力と詳細な分析に最大限の敬意を払うものだが、一部については私見も提案する。

なお平成22年5月に勤務先での展示会にて、福岡市教育委員会（福岡市埋蔵文化財センター）より、木簡9点の借用ができた。木簡里帰りである。なかには墨色が不明瞭で、報告書の赤外線写真の墨影さえよみとれない木簡もあったが（延暦四年2行書き右側下半など）、墨の連続性、墨痕が傷か、報告書が文字（の一部）とはみなさなかつた墨の存在など、現物からわかる情報も多かった。

木簡に触れて思う。1300年の時空を隔てながらも、同じ場所に生活する共通性・偶然性を。この木簡を書いた人ははたしてどこに住んでいたのか。どこで文字を学び、どのような人だったのか、と。

この木簡出土地は旧筑前国志摩郡（嶋郡・志麻郡）に属し、大宝以前には嶋評である。

*大学では伊都キャンパスと公称するが、歴史的には怡土郡は隣郡であって別位置である。ただ中世の元岡・今津は「怡土庄志摩方」に属している。

木簡出土地より奥（西）にあたる桑原^{くつがた}字履形、通称「あまざね」の奥にて古代製鉄所遺跡が発掘により検出された（12次、報告書4）。木簡の「韓鉄」に関連しよう。韓鍛冶と考えられている。小考ではこの施設を、仮称「大宰府管志摩郡製鉄所」だとして考察を進めるが、この製鉄所所在地一帯が『和名類聚抄』の韓鉄郷（韓良郷、韓鍛冶郷）であるとする仮説も立ててみる。その根拠については以下に順次述べていくが、郡内の各郷から貢租が納入されていること、交易品・特産品に代えて、米が運ばれていて大宰府の意志が読み取れること、計帳が作成され、出挙が行われていること、はじめて日本年号を使用していることなどから、郡家に準ずる官衙があつて、かつ大宰府直属の性格もあつたと考える。ほか遺跡から銅製権衡、帯金具、硯（獸脚硯・中空円面硯）など官衙的な遺物が出土したことも根拠となる。郷よりは上位で、郡家（郡衙）と同等となる施設があつて、^{びんぼ}便補措置が取られて、管理・運営に必要な物資が

郡を經由せずに直接各郷から搬入されていた。つまり特別な目的で設置された郷（便補郷）たる韓鉄郷があって、その中心が桑原元岡製鉄所だと考える。今風な表現をすれば、「工業特区」に相当する（便補は史料的には下った時代にみえるが、同義である）。

志摩郡については大宝元年の翌年に当たる大宝二年の筑前国嶋郡川辺里戸籍が正倉院に残されていた。最古の戸籍である。史料両者が相まって、多くの史実が判明していくことだろう。いま改めて木簡出土の歴史的意義を問いたい。

1. 桑原元岡の歴史的環境

1-1 今津の海とアジア

福岡市には博多湾・今津湾がある。その外側も玄界島や志賀島、能古島に囲まれた内湾である（仮称唐泊湾）。桑原元岡地域は今津旧干潟（干拓地）に面している。今津干潟は瑞梅寺川河口干潟であり、前海と呼ばれる。日本海、玄界灘からすれば、第一の内湾（唐泊湾）、第二の内湾（今津湾）を経た第三の内湾に相当するが、干潟であるから、湾とよべるほどの水深はない。干潟内河川（みお）のみに常時の水深があって、そこが航路になっていた。

前海に流入する河川の本流が瑞梅寺川で、ほか支流に周船寺川、盲川（新川）、七寺川（鯨川）、大原川があるが、後者二つの川は河川の付け替えが行われて、いまは干潟を経ずに直接外海に出る。周船寺川を遡れば周船寺があり、令義解や延喜式民部下にみえる（大宰府）「主船司」の故地に比定されている。その後方に、二度の遣唐使船に乗り、唐より戻って大宰少弐となっていた吉備真備が、天平勝宝八年（756）大陸の技術によって築いた怡土城跡がある。主船司の官衛・官人防衛が一つの主要な任務であろう。船（守）戸百戸が住んだ。眼前に日々満ち干をくり返す潟があり、干潟内河川には常に流れと水深があった。潮の干満は主船司（周船寺）までは及ばなかったが、ヒラタ船なら曳航によって遡上し得たから、船による大量物資の運搬が可能だった。

河口の今津は日宋貿易の拠点であった。二度、渡宋し日本に臨濟禅をもたらした栄西が開山となった誓願寺があり、その寺に「渡宋三度」という重源も長期滞在した。あるいは宋よりやってきた蘭溪道隆（宋人）が開山となった勝福寺がある。唐寺・中国寺である。またトウボウ（小字東方）という地名がある。唐房（唐坊、中国人街チャイナタウン）であ

ろう。いまその場所に「五ヶ浦屋」という屋号がある。各地のトウボウ、宗像郡津屋崎（福津市）の唐坊遺跡（津屋崎小学校に遺跡展示館がある）、あるいは姪浜・下山門の当方・今東方・稲当方（附近に大量の越州窯系磁器が出土した十郎川遺跡・下山門遺跡がある）などと同様に、チャイナタウンがあった。

今津湾を考えると、大陸アジアと内陸水運の双方を考えておく必要がある。むろん「韓鉄」には前者の視点が必要である。

前海の干満があって、本流では潮止めたる太郎丸井堰まで汐が上るし、元岡地区ほかの干拓地河川にも及んでいる。元岡の新開、古新開、浜ノ口、開といった地名（大正耕地整理までの小字、図1）は、この地の干拓の歴史を語る。

1-2 軍事的要衝

九大キャンパス内には（元岡）水崎城跡が保存されているが、この城の歴史に関しては室町時代の古文書が残されていて、別掲年表のように1430年代、1507（永正四年）、1531（享祿四年）と三度の合戦が古文書に記録されている。激しい戦いで討死にしたものもいた。大内氏と大友氏による博多の海をめぐる攻防戦だった。水崎城の攻防は戦国時代には北に位置する柑子岳城の攻防に継続される。元岡氏はほぼ大友方として行動し、水崎城衆、柑子岳城衆として城番することが多かった。

南北朝時代、足利尊氏・直冬親子が対立した観応擾乱では今津は直冬方に付いた（直冬方年号の貞和年号使用）。尊氏方に付くものもいた（尊氏方年号の観応年号使用）。それぞれの地域・国人が敵対するいずれかの一方から、発給文書を受けている。後者に「本岡城郭」を松浦一族に与えると表現されている（有浦文書）。水崎城の前身城郭であろう。本岡（元岡）城郭（水崎城）は要衝で、今津を後方から軍事掌握できる。この元岡を確保する必要があった。

本岡城郭を与えられた松浦（佐志）氏は海洋性武士団である。延慶二年（1309）、怡土庄友元方六郎丸を所有した人物は、六郎丸（元岡に字六郎丸）・小廻（元岡に字米栗、コメグリ）のみならず壺岐嶋小牧（壺岐・郷ノ浦に小牧触）の田島在家を所有し（『筑前国怡土庄史料』79）、海洋性があった。元岡をめぐる軍事的な争いは250年以上に亘り、断続的に、継続されていた。なお観応擾乱直前、建武新政にて筑前今津・本岡・比加利・上妻（ほか豊前・豊

後・筑後)が島津道鑑の所領になっている(『島津国史』建武元年九月十二日条)。これは異国警固に当たる大隅守護領と考えられる。

水崎城は流血の軍事要衝だった。大宝木簡が出土した外山谷(戸山谷)は水崎城にきわめて近く、元岡丘陵北側の谷である。木簡の時代からは600年ないし800年という時代差があるし、争いの要素は時代によって異なっているけれど、この地域が古代にも中世にも担った地理的重要性は共通する。内海に通じアジアにも通ずる。地域の利権である。

本岡(元岡)城郭・水崎城・柑子岳城年表

1 本岡(元岡)城郭

- 1-1 観応元年(1350)9月11日、足利尊氏が筑前国本岡城郭を松浦佐志氏の源藏人披に宛行(有浦文書)
- 1-2 貞和6年(1350、観応元年と同じ年)11月、今津勝福寺は父の尊氏と敵対する足利直冬に対し安堵を申請、別紙に直冬が花押を書き、安堵する(勝福寺文書)。
- 1-3 文和2年(1350)尊氏方の一色直氏が「元岡兵衛次郎跡」を飯盛山に寄進(青柳文書*上記はいずれも『南北朝遺文』所収)

2 水崎城(元岡水崎城)

- 2-1 1431-39の頃、水崎城で合戦(その1)
水崎城衆、水崎城において粉骨・大友親綱の感状、大友親綱が当主であったのは1431-39(由比重富文書)。
- 2-2 永正4年(1507)水崎城で合戦(その2)
(大友側)是松新兵衛が軍功、しかし西徳王丸父親が戦死。(永正4年2月11日大友親治感状・同年2月23日大聖院宗心感状・児玉韞氏所蔵文書、田原親述副状案、同書状案、『筑前国怡土荘史料』188~194)
- 2-3 享禄4年(1531)10月14日に水崎城衆(大友側)と王丸兵庫允(大内側)が高祖表で合戦、水崎側に討死1名(その3)(王丸文書・大内氏奉行人奉書、『筑前国怡土荘史料』204,205,207)

3 柑子岳城

- 3-1 天文2年(1533)柑子岳落城:村田文書「敵城柑子岳城、ただいま落城・酉の刻」
大内方であった九州探題方の森美作守繁宣が基肆・養父の武士に参戦を命ずる(同、4月28日繁宣書状『熊本市史』史料編)。柑子岳は大内方が占拠。
- 3-2 天文3年より同4年(1534~35)児玉韞採集文書・梅月氏文書
当御城(柑子岳城)普請(*土木工事)を、毎月3回宛勤める、うち21回不勤、仁保宮内少輔の目録に注進
- 3-3 永禄12年(1569)、元岡氏は大友方、博多攻撃に参加(浜地文書・大友宗麟書状)
- 3-4 元亀3年(1572)頃 大友方、好士岳勤番(浜地文書・大友宗麟書状)
- 天正6(1578)年11月・耳川合戦で大友氏は島津氏に敗れる。
- 3-5 天正8年(1580)去々年より好士岳籠城、去る冬からは立花城に在城(三苦文書・大友義統書状)

1-3 川辺里戸籍

正倉院文書・川辺里戸籍は大宝元年、(元岡)桑原木簡の翌年、大宝二年作成の戸籍で同時代である。この戸籍から知られる氏姓は

肥君78名、宅蘇吉志2名、生君2名、卜部84名、物部63名、葛野部43名、大家部25名、建部19名、大神部12名、中臣部11名、搦米部10名、己西部(許西部・許世部)9名、額田部6名、生部4名、難波部・秦部・宗形部各2名、出雲部・宇治部・吉備部・久米部・宗我部・財部・多米部・平群部各1名

となっている。川辺里の位置については馬場、元岡など諸説があるが、決定を見ない。戦国時代には川辺村(河名部村)は元岡村とは別に書かれているから(天正十九年三月廿三日志摩郡田島検地帳、朱雀文書『筑前国悟土庄史料』243)、元岡地域ではあるまい。古代川辺村住人は生君・生部であれば、生(壺岐)苗字であって、地位によって君であったり部であったりもした。川辺里での多数派は卜部84名であり、それに次ぐのが肥一族で、君が78名いた。さらには物部63名、葛野部43名、大家部25名が目立つ。肥君には大領となるものがいて(猪手は戸籍に、五百磨は承和八年(841)正月十六日筑前国隰案にみえる)、中臣部氏には少領になるものがいた(加比・『続日本紀』和銅二年(709)六月二十日条)

元岡桑原木簡にて、上記戸籍と一致する人名は下記の通りである。

●葛野部・難波部・大伴部・額田部・久米部・建部・己西部・中臣部・大神部

*『和名類聚抄』郷名との一致については後述する。

墨書土器は大宝木簡が出土した20次調査にて80点が出土、報告書8にあるように、

案主(3点)、乙猪(5点)、鳥足(鳥足)、万、鞍手、常石田(2点)、刀山もしくは刀山下(3点)、田□、長山、道作(道も含めて3点)、山、田、関、加水作もしくは架作・加木作、字(2点)、作・作善(35は弥□の可能性もある)・善、依、福、日日日日、の、守、桑、大口、夫もしくは夷、秦もしくは奈、□四□(50)、少、古、三□

と読むことができる。報告書では読みがないが、7次218は昼、287は弓であろう(12,92頁)。刻書土器には



図1 明治33年陸地測量部地図に小字名ほかを加筆

廿、申、大、井力
がある。

刀山下については遺跡地が戸山（外山）谷、西の山が戸山（外山）であるから、当時からトヤマと呼ばれていたようだ。すると桑も桑原かもしれない。

2. 過所木簡と効力保証

以上を踏まえつつ、初めに元岡・桑原木簡の代表的な二点について、検討を加えたい。あわせて過所の効力も考える。日本では識字能力を持たない個人を特定して認識する場合に画指という方法がとられていた。個人を認識する必要性はあって、その方法・手段が要請されていた。どのような方法で文書発給者は効力を保証したのか。

2-1 大宝元年木簡

「A」は報告書による読みである（20次8号木簡、桑原戸山谷出土）

「A」

・<太寶元年辛丑十二月廿二日

白^{〔米二石カ〕}□□□ □ 鮑廿四連代税

官川内^{〔歳カ〕}□六黒毛馬胸白」

・<『六人ア川内』』（報告書8では川内は持）

太寶元年とあって日本で最初の年号使用木簡である。大宝年号（701～）使用木簡はこれまで全国で元年（3点）・二年（8点）・三年（3点）が出土している。元岡遺跡のもの以外はすべて藤原宮跡からの出土で、全国六十六国の諸官衙からの貢納物には大宝年号が記されるようになった。諸国にて日本年号の使用徹底をめざす指令がでたようだ。大宝以前の年号とされる大化、白雉、朱鳥年号については、これまでその日本年号を記した木簡が出土していない。該当年の木簡は何点も出土しているが、干支の記載のみであった。おそらく今後も大化・白雉・朱鳥年号木簡の出土はないように思う。日本が独自の年号を使用したのは事実上大宝以後である。

この木簡では「辛丑」と干支、「十二月廿二日」と日にちも書かれている。干支を書くのはそれまでの慣習の継続であって、一気に新年号に切り替えるには躊躇があった。黒毛馬胸白とあって馬の特徴が

書かれていることから、報告書は過所（過書、通行手形）としている。すなわち馬一頭（および手綱をとる人）の過所（簡易パスポート）で、十二月廿二日出発であるから、その日のうちに志摩郡内の関を通行した。有効期間はおそらく一日限定であった。

「鮑廿四連代」とある。現在、三重県鳥羽市国崎に御料鮑調製所がある。おそらく古代以来の伝統を継承しているだろう。鮑（鮑）^{あわび} 1を熨斗刀で剥き乾燥させ、細長い熨斗鮑1枚ができる。それをわらでつないだものが1連である。連は左右一対になる。幅が広い大見取であれば、連の片側が5枚と6枚ずつになる（国崎町・世古安秀氏ご教示による）。一年間に伊勢神宮に神饌鮑、すなわち「生1190貝」「乾燥鮑238貝」「身取鮑1047連」「玉貫鮑336連」を神の食事として献上する。秋10月神嘗祭と6月、12月の月次祭に献上され、神嘗祭では大身取鮑112連、小身取鮑237連、玉貫鮑（小口切り）112連がそれぞれ内宮と外宮に貢納される。

24連ならば材料の鮑は264個であろう。24連という数は偶然に発見された一部に過ぎない。こうした馬が各郷に割り当てられたと考えれば、鳥羽国崎からの神宮神饌ほどではないとしても、少ない量とは思われない。ただ、ここでは24連の代として米が貢租された。鮑よりも米が要求されている。

文字は報告書では「白（米二石）」と読まれている。顕微鏡7倍観察でも白の字は確定できる。白の下は「木」の残画があるから米でよい。次の文字（数量）は擦過があって不明である。報告書は二石と推定しつつも、『延喜雜式』「凡そ公私運米は五斗を俵と為せ。仍りて三俵を用て駄と為せ」を引く。ならば一石五斗か。中世絵巻をみても近世絵をみても、馬一駄には3俵である。馬の荷鞍は両側に2俵を振り分け、その上に1俵を載せる。この形はどの時代にも変わらない。よって馬は3俵か、少ない場合に2俵を載せた。

近世での馬の積載量は40貫ないし36貫（1貫 = 3.75kg、40貫は150kg）である。われわれが目にした俵は四斗俵（60kg）だった。飛鳥時代の1石はいまの1石よりは少なく、5斗俵の重量が現在の4斗俵弱の重さに相当しよう。3の倍数にならない「二石」は考えづらい。

鮑の上の字は読まれていないが、「宛」の字画が似るし、意も通る。海の特産物を産出する志摩郡には、大宰府に貢納する海産物の貢納が定められてい

たが、この場では美味しい高級食材、鮑ではなく、また保存用の粉米でもなく、すぐに食べるのできる白米での納入が要求された。こうした貢納物の品目変更は、海産物を豊富に持つ志摩郡側の意志ではできなかったであろう。受け取る大宰府側の意志が働いた。

古代の過所（過書）は通行証で、私人は国司に申請し、許可をえて過所を手に入れたものだけが関を通行できたという（滝川政次郎「過所考」『日本歴史』118～120、新城常三「過所」『国史大辞典』）。しかし近年の出土木簡から、国司の許可を得る規定は上級官人に適用される事例であって、諸国では里長が関司へ宛てた解状を発給するかたちで、里内住人に過所を与えたとされている（『平城京木簡二』1926号、佐藤信「過所木簡考」『日本古代の宮都と木簡』1997）。

桑原（元岡）木簡によって、海産物の代納としての白米を運送して関を通過してきたものが志摩郡にいたこと、つまり志摩郡内に関があったことは明らかだ。

時代が下って中世の関になると関料（関銭）を徴収した。経済的関所とされる。過所を持つものは関銭を免除された。古代の関には経済目的はなかったとされている（上記）。しかし関門通過に当たって、金品が要求される例を今日でもよく耳にする。関があれば合法に、あるいは不合法に通行料をとる。関料を支払って通行した可能性を、古代にも考えてよいのではないか。元岡で発掘された過所は、身分証明書兼関料免除の公用旅券だった。

免除申請には貢納物の内容と、納入（年）月日、馬で運ぶ場合は馬の特色を書いた。こうした条項を書くのは通行確認が第一義だが、二次的には流用を防ぐためでもあろう。過所は一度のみ有効となるように工夫されていた。一回の旅行が終われば回収され、廃棄された。当時の木簡はいま我々が目にするものとは異なって、木は切ったばかりである。削ればいかようにも書き直しができる。公用品に巧みに私物を混入させる人物もいただろうから、物品を明記しておけば、不正を防止することができた。

帰路については別途、過所木簡を発行したのであろう。積載物は空か、または機関が指定した物品であろう。私的な荷物を積むことができたのかどうかはわからない。

馬の特色を書くことによって過所たることを明示

した大宝元年木簡以外にも多数の木簡が出土した。重量物である米以外のもの、銭や鮫皮であれば、馬ではなく人間が背負ってきたのだろう。これも公用運搬物であることは明確である。

過所木簡には発給者を明示するものがない。里長の名前があるものもあれば、ないものもある。文字が書かれただけの木ぎれが通行証として機能した。有効性はどうして担保されていたのか。「過所符者、隋使用竹木」(公式令・古記)とあった規定は、霊亀元年(715)5月に「往来過所、用当国印焉」「充京職」(『続日本紀』)と一足飛びに厳格な規定に改められた。竹木に印は押せないだろう。過渡的な形態はなかったのか。

大宝木簡について、報告書の読みには、「六人ア川内」(仮に裏とする)、「官川内六」(仮に表とする)があった。共通文字が多い。できるだけ文字が共通



(裏)

(表)

図2 福岡市教育委員会『元岡・桑原遺跡群』14、2009(20次調査報告書)より 大宝元年木簡赤外写真(表・裏)

するという前提で、解説したのであろう。しかし検討の余地はある。

「ア」の問題点

六人ア(むとべ)は古代資料にはしばしば散見される人名であるけれど、翌大宝二年の嶋郡川部里戸籍には登場しない。嶋郡によくある姓だったとは今の段階ではいえない。ア(部の部首による略記)のまわりにはほかにもかなり墨が残っていて、そのことは赤外写真でも、顕微鏡7倍像でも明確に確認できる。とくに横一線があって、ア(略字)と読むことはむずかしい。

「川」の問題点

(裏)川内のうち川の中心の縦と内の中心の縦は続いているように見え(木材の横線状の破損による断線はある)、そうならば二文字ではなく、一文字となる。顕微鏡7倍観察によると、川とされた三本のうち右側には墨はなく、汚れのように見える。

表の川内と裏の川内は運筆に共通性がない(報告書は異筆としているが別人の筆跡だとしても同一文字という印象を受けない)。

「内」の問題点

表の川内のうち川とされた字は「山」字の中の縦線が下に突き抜けているように見え、「出」に見える。裏の「内」は内の字だとすると相当に変則で、奈良文化財研究所木簡データベースの多数例と比較しても、類例を探しにくい。「内」ではないという判断がありうる。

「官」の問題点

表の川内の前にある字は「官」と読まれている。「鮑廿四連代税官川内」で、はたして文意が通じるのか。官川内のうち川内は、裏では六人部川内と読まれていたから、川内という苗字ではない。下の名前とすると官川内というのだろうか。不自然な点がある。官の文字の呂のような右側は上下の間が黒くなっていることは確実である。つながっていると考える。万一汚れだとすると、上の口が右上がり、下の口は水平で、いびつな文字に見える(顕微鏡7倍観察による)。つながっていれば、「宜」となる。その下が「出」で、「宜出納」「宜出帯」などの文意が考えられる。

木簡判読に当たっては、文字として読める限りは



(表) (裏)
 図3 福岡市教育委員会『元岡・調査報告書』より
 延暦四年木簡赤外写真(表・裏)

文字として読まなければならない。裏の最終文字(従来の川内)は文字として読めば「留」に近い。しかし非文字すなわち記号の可能性もある。記号サインとすれば、過所の正当性を保証する作成者のサイン(マーク)ではないか。サイン、すなわち花押と考えることはできないか。

こうした考えは古代史の常識からは唐突のようである。筆者がこう考えるのは、後述する延暦四年裏側にも、同じようなマークがあるからである。

日本の花押の初見(草名)は10世紀まで下るが、中国では5世紀(齊)にはすでに存在していたという。官僚機構そのものである律令制を導入したこの時代、決裁や認証上の必要から、草名・花押が使われていたであろう。中国の慣習の導入ともいえるし、自然発生もしていただろう。個人の識別がおろそか

にされていたわけではなく、むしろ重視されていて、多数の文盲に対しては画指があったことは述べた。木簡発給者(おそらく里長・郷長)も有効性を高める手段を講じたのではないか。

米と過所は鮑を産する地域(海岸のむら)から馬一頭とそれを警護する複数の人物によって運ばれてきた。海路は風待ち、潮待ちがあつて期日までの確実な到着が約束されない。通常、陸路が選ばれた。

最後の関門を越えて、目的地にて荷下ろしをした場所で、検収を受け、過所は廃棄された。流用・偽造を防ぐため、必ず回収する必要があつた。廃棄する前には木簡に書かれた必要事項が出納簿・受取帳に記入されたのであろう。廃棄木簡はそこから戸山谷の池にまで流れ込んで、土砂に埋もれて1300年を待った。

B(筆者試案)

- ・ <太寶元年辛丑十二月廿二日
- 白米□□宛鮑廿四連代税
- 宜出□年□^(六)黒毛馬胸白
- ・ <六人□^(通)(花押)

2-2 延暦四年木簡

「A」(20次1号木簡、報告書の読み)

- ・ □壹石者
- ・ □計帳造書□□用仍□

延暦四年六月廿四日中

延暦四年(785)とある。報告書は、計帳の作成は六月三十日以前に開始すべきこと、とする養老戸令造計帳条を引く。「壹」の下は石ではなく十を含む文字と推定される。報告書が「壹石者」と読んだ石の部分に、「十」の残画が確認できる(顕微鏡7倍観察)。石ではなく米か升という字があつたのではないか。一郷が負担する造書料(紙代・墨代)として一石は多すぎる。「壹升」(升、右に加点)という読みでよいかと思われる。一駄の積載量とすれば少ないが、この木簡には荷札の特色であるくびれが確認できない。

者も者よりは花押に似た印象を受ける字体である。「者」はふつうの字体の「者」ではない。木簡データベースでも類例はない。むしろ「者」ではないと考える。

筆者は大宝・延喜木簡の字から共通した印象を受



図4 表（大宝元年）2行目拡大写真（顕微鏡写真7倍）
推定「白米」左は推定「宜」（*報告では官）



図5 裏（延暦四年）1行目拡大写真（顕微鏡写真7倍）
推定「升」右に点（*報告では石）

*図4、5とも右下のスケールは無関係。

けたが、それには理由があって、文字が丸（円）を基調とするからである。とくに延暦木簡では、筆は明らかに連続して一周するようだ。

楷書では一周円はみない。われわれが一周円をよく見るのは、合点とか中世の略押の場合で、略押では円が多数派である。

木簡には実用書としてのリズムカルな動きが見られる（金子卓義「木簡」（大平山壽編『漢字かな交じりの書』2000）。紙ではなく木材に書く。木目を持つ木材は、書き手に対し、紙に対する筆法とは異なる筆法を要求する。厳格な書として書く必要もなかったから、曲線は多用された。ただしそのことを念頭に置いても、延暦の最終字体は特異である。この木簡には過所らしき文言がないけれど、花押があれば、関も通過できたのであろう。事実上の過所木簡である。報告書は「壹石者」は、「右寄せ書き」とするが、この終文字までも含めれば、右寄せを強

く意識していたともいえない。この木簡によって、外山谷よりも上方（奥）の場所で、計帳が作成されていたことが推測できる。

計帳は各郷長が各戸からの提出書類である手実提出をまとめ、それを郡に送り、さらに郡が国府（筑前国府）に送進したと考える。また郡家は当初は志麻郷にあった。郡名と同じ名称の郷が郡家所在地と考えるからである。筆者は木簡出土地桑原および元岡の地は志麻郷ではなく韓鉄郷だったと考えている。この説に立てば、製鉄所役所（政所）は韓鉄郷郷庁（郷長居宅）に隣接ないし併設されていたから、韓鉄郷分の計帳が作成されていたことになる。または韓鉄郷には郡家の支所が置かれて、郡司の一員が支所長だったかもしれない。

この木簡には年月日がかかれている。年月日を明確にすることが要請されていた。納入日（期限）の指定である。先の大宝木簡では過所としての特性（文言）をあますことなく伝えていたが、延暦木簡に、馬の個性を記した文言はない。それ以外は、公用であることと、日にちを明記する点で大宝木簡に共通する。おそらくはこの木簡も過所として機能した。

過所は里長が作成したと考える。関守は郡司であるべきだが、郷長に委任されていたことも考えられる。里長の使者が関を通過する場合、許可を受けべき人間と許可する人間が同じになる。関守は発給者がわかって、荷の内容も推察できれば、関を通過させる。よって荷札木簡があれば、わざわざ過所文言を書かずとも、関を通過することができた。広義の顔パスである。それほど広域ではない郡の行政機関内だから、顔パスが効く。それが効かない場合もあるだろう。例外的な少数が馬の人相も書く過所文言を必要としたのではないか。

B（筆者試案）

- ・壹升（サイン・花押）
 - ・計帳造書粮用（仍）
- 延暦四年六月廿四日

3. 木簡から考える製鉄所機構

元岡桑原遺跡では木簡は全部で四〇点以上が出土している。着目すべき点を指摘しておきたい。

3-1 月日を記述する木簡と年月日を記述する木簡

まずは日にちを記述する木簡が目立つ。上記二点

は年と月日が書かれていた。

○ (20次26号)

献上 □□□ (沙) 魚皮 (折損) 延暦四年十月十四日真成

にも、年月日記載がある。納入の日が指定されていたからであろう。述べたように、これらは広義の過所木簡の役割をはたした。

年を欠くが月日がある木簡は以下である。

○

・五月十八日

○

・嶋郡赤敷里 (持) 難波_ノ□

・〔五月カ〕廿三日丁卯□□□

報告書は、「五月廿三日丁卯」と釈読できるならば、日付の干支から和銅四年(711、湯浅吉美編『増補日本暦日便覧』汲古書院)になるとする。

○

・□家□□□三□□□□□□

・□三月六日

などが月日を記した木簡である。

3-2 志麻郡七郷中四郷から貢納

木簡に書かれた郷名はほとんどが志麻郡内の郷と確認できる。『倭名類聚抄』によれば、志麻郡に以下の七郷が知られていた。

韓良 久米 登志 明敷 鶏永 川辺 志麻

元岡桑原木簡に郷名が記されたものは

7「久米郷久米_ノ猪手」

*久米郷の三文字は写真では解読できない。墨が完全に失われているが、字画が浮き上がるため判読できる。墨のなかの膠の防腐作用である。

16

久米□大神_ノ得

29

志中臣_ノ刀良

30

〔葛野_ノカ〕

31

・□例可充従人志麻」

〔人カ〕

・□□□□

32

〔登志郷〕

33

・郷明

・□□

35

・明

・□□

〔郷カ〕

以上である。久米(久米郷・久米部) 登志 明敷(赤敷里) 志麻の四郷が確認できる。登志郷は今津に登志神社がある。誓願寺の山号は登志山である。貝原益軒『筑前国統風土記』は今津周辺を登志郷とよんだとする。久米郷について『統風土記』は糸島市志摩^{はや}町芥屋付近を久米郷とよんだとする。明敷(赤敷)は不明。

志麻は、志麻だけでは郡名なのか、郷名なのか、わからないけれど、他との関係からいえば郷名であろう。従人を充てよというのだから志麻郷に対する命令と思われる。命を受けて志麻郷からきた従者が命令書を携えて、この場で認定を受けて韓鉄郷側が廃棄したか。

ほか「山奈」の字もあるが、『和名類聚抄』にはみえない。地名か人名か、いずれなのかもわからない。郡内各郷に所属する人物(郷長か)を記すか、または郷(そのもの)の名を記して貢納し、荷札に明記した。

3-3 貢納された韓鉄は原材料・朝鮮からの半加工鉄一年のみを記述する荷札木簡

以上の四郷以外に韓鉄郷があった。『和名類聚抄』諸本には韓鉄郷とはなく、韓良郷とある。池辺弥『和名類聚抄郡里駅名考證』(1981)の段階では高山寺本の訓「加良漢知」によって、唐泊が候補に考えられていた。「万葉集」巻十五に「筑前国志麻郡韓亭」「可良等麻里」とあったからである。しかし新出本である永禄九年(1566)書写本(名古屋市博物館蔵、『博物館資料叢書2 和名類聚抄』1992)に「カラカチ」と傍注のあることがわかり、「加良漢知」の漢は「カ」と読むことがわかった。さらに当該韓鉄木簡の出土によりカチは鍛冶で韓鍛冶、すなわちカラカヌチであると考えられている。鍛冶部(カヌチベ)のうち、朝鮮の技術を導入して編成した品部とその後裔を指す。『古事記』中に「手人韓鍛、名は卓素、亦呉服西素二人を貢上りき」、『続日本紀』養老六年〔722〕三月辛亥「近江国飽波漢人伊太須、韓鍛冶百嶋〈略〉丹波国韓鍛冶首法麻呂〈略〉紀伊国韓鍛冶杭田〈略〉合七十一戸」とあるのは技術集団で、

いずれも祖は朝鮮半島にいた。正倉院文書には韓鍛冶広足が登場するが経師である。

(7次1号)
〈壬辰年韓鉄□□

当該木簡の「韓鉄□」は以下の文字が読めないため郷名(韓鉄郷)なのか、部(韓鉄部)なのか、あるいは貢納された製品(韓鉄)なのかわからない。しかし頂部に切りこみの痕跡があって荷札木簡であるから、貢納品の可能性が最も高い。

さて『和名類聚抄』の韓鉄郷(韓良郷)については、これまでの志摩半島における発掘成果からいって、もっともふさわしいのは、この製鉄遺跡が検出された元岡桑原地域となる。ほか郡内には福岡市西区・大原A、D遺跡や糸島市・志摩町八熊遺跡もあるが、元岡桑原の製鉄炉26基(操業は順次移動)はいまのところ群を抜いている(報告書14上)。

発掘の成果では製鉄滓(スラッグ)の分析から砂鉄が材料であったとされている(報告書14下、大澤正己・鈴木瑞穂氏による)。

すなわち遺跡からは砂鉄、砂鉄焼結塊が出土するが、チタン含有率が低く、ジルコニウムが高値で、花崗岩起源の低チタン砂鉄が原料である。この花崗岩は福岡県から佐賀県に分布する。大原海岸採集砂鉄と化学組成が似る。クロムも高めに含むがこれも福岡平野地域の特色である。製錬滓もこの組成を反映する。一部には白鑄鉄組織が見られ刃金向きの高炭素鋼操業の可能性もある。製鉄炉材は1のみ摂氏1300度、ほかは1000から1100度でやや耐火性は低い。鉄製品には鍛造品も含まれている(MOT12-35, MOT12-49)。製錬のみならず鍛造も行われ、一部には刃金製作も志向されていた。

今津海岸は太平洋戦争時でも砂鉄を採集して生活した人がいた。二見ヶ浦では今も磁石で砂鉄が収集できる。豊富な砂鉄を供給源としてこの地に古代製鉄所が立地した。ただし砂鉄の製錬のみで必要な鉄生産をすべてまかなうことができたのだろうか。仮に半製品鉄(製錬鉄)などが他所から持ち込まれていたのなら、その加工過程で発生する滓は製錬滓ではなく鍛冶滓になる。スラッグ(鉄滓)の分量は製錬滓に比べて極端に微量になる。鍛冶が行われていたことは分析から明らかである。また砂鉄成分

は韓国から産出される砂鉄に似るという井澤英二氏の説もある。この製鉄所が素材の製作から完成までをすべて自給自足していたと考える必要はない。

私見での仮説は、木簡にある「韓鉄」は朝鮮半島からの原料鉄(半加工鉄、包丁鉄)をさすというものだ。技術だけでなく、原材料も朝鮮半島に依拠していた。木簡に書かれた韓鉄は、宛先の郷名とも考えられるが、むしろ貢租品である鉄の原材料を意味したと考えてみる。

さきに志摩半島内からこの地にもたらされた貢租物の荷札には、日にちを書くものが多かったことを見た。年月日を書くものと、月日のみを記すものの両者があった。しかるにこの木簡は

壬辰年韓鉄
であった。年の字と韓の字の間に文字が入るスペースはない。年のみが書かれていた。年のみを記す木簡はこれ以外にはない。韓鉄の納入については日時ではなく、年が重要だった。航海を必要としたからではないか。風待ち潮待ちで定日定刻の航海はできない。日時指定は意味がなかったから、年のみの記述になったのではないか。

荷札木簡の切り込みは大陸でも同じ形状となる。大陸から日本に輸送された荷物の付け札である新安海底木簡にも、切り込みがある(国立扶余博物館図録『木簡』2009)。

瑞梅寺川河口干潟、今津・周船寺にはアジアとの関係・交渉が濃厚だった。韓鍛冶もまた同様にみることができる。現在戸山谷から海に通ずるサイノ川(幸の川、大原川)は今津干潟に流れることなく、北流して大原より長浜に流れ出るが、これは明治元年の付け替え工事によるものである(『元岡村誌』)。それ以前には今津干潟を利用して接岸し、戸山谷近くまで人力で曳航することが可能だったであろう。

3-4 韓鉄郷の性格—鉄生産のための便補郷

さて木簡に記載された韓鉄を貢納品と考えたが、一方で製鉄所遺跡のあった場所こそが韓鉄郷(韓鍛冶郷)だと考えている。この郷の性格を推定できる素材を検討しておきたい。木簡から推測できる郷名は志摩郡内のものばかりであった。この役所は志麻郡管内からの貢租で維持されたと考えてもよさそうだが、一点、墨書土器には鞍手と明記してあった。猪手のような人名もあるが、この鞍手は郡名と考えるべきであろう。志麻郡内だけで完結する構造であったとはいえない。

他の木簡も見ておきたい。さきにみたが延暦四年・26号木簡は

献上 □□□ (沙) 魚皮 (折損) 延暦四年十月十四日真成

であった。サメはエイをさすようだが、ざらざらした皮が大刀の柄の握りに使われた。下部破損のため、この木簡では現物の鮫皮が納入されたのか、代米だったのかは不明である。この木簡は切りこみのある荷札木簡ではないから、鮫皮の現物の袋に内包されたものか。

○22

・〔銭カ〕 □百十五文

□己西卍田麻呂西□〔岡卍カ〕□□

○37

四百五十□

□□□ []

後者37の単位は不明だが、22に同じく文であって、銭であろう。大宝元年の7年後には和同開珎が鑄銭されている。延暦までには万年通宝(760)、神功開寶(765)などが発行された。唐銭の開元通宝(621以降)も多量に輸入されていたことだろう。この郷では貨幣経済だった。ただし100文を単位とする緡銭ではなく、15文、50文など文単位であった。

○19

・□ 二□

建卍家人二役不役□

□末二役

・

報告書に「二役」の類例として山形県飽海郡遊佐町の大坪遺跡出土木簡、また「五日役」の例として奈良県香芝市の下田東遺跡出土木簡が紹介され、「二役」は二日分の役を指すとする。「不役」とあるのだから記録簿であろう。人名木簡はすべて切りこみがなく、荷札木簡とは形状を異にする。

○20次14号

・ □ 出挙給此□□大□ □□□□□

・ □俗伎校〔横書き〕□□□ □□□□□

この役所では出挙が行われていた。

○(20次13号)

・道塞

・(天地逆)乙十

道塞木簡と解除木簡(15次)も注目される。後者は長文で「凡人言事解除法」から始まる。人からかけられた呪術を解く方法であろう。役所内部ではさまざまな呪術が行われて、呪術の職業人である陰陽師もいたようだ。陰陽道は中国の陰陽五行説に起源を持つ中国宗教である。

桑原地区の農業用水の原点たる湧水地点(幸の川水源・さいのかみ)に幸神が祭られていた。桑原地区の信仰の対象である。九大キャンパス用地になって法人所有地となったため、宗教施設ということで移動し合祀された。道塞はまさしく塞の神の祖型である。韓鉄郷の祭神が1300年に亘って維持されてきた可能性がある。

7次

・□□□ □里長□□戸 □者大□神廿□物

・□□□政丁□□部 □□——田□余戸人在 □

□□嶋里□□——

里長や嶋里がみえることから注目されてきた。□嶋里はそのまえに続く固有名詞文字がないのなら、嶋里(志麻郷)を指そう。郡家は郡名と同じ郷名の郷に設置されたと考えられる。つまり郡家は志麻郷(嶋里)にあっただろう。韓鉄郷とは別の場所となる。

『日本後紀』(三条西家本)延暦二十三年(804)十月十日条に志摩郡調品目を「調綿」に代えて「調鉄」にかえるという記事がある。「延喜式」主計上に筑前国の調品目の一つとして鉄が規定されている。韓鉄郷の運用は軌道に乗っていた。

筆者は大宰府の意向が強く働くこの製鉄所を、大宰府直轄機関と考えて考証を試みてきた。すなわちここは大宰府管志摩郡製鉄所であり、大宰府の指定する工業特区であった。特区であるから特別な郷、韓鉄郷が設置された。この地での鉄生産は、当初中央政府が要求した志摩郡からの海産物納入よりも重要な意味を持った。元来なら志麻郡家に納入される

貢租が直接に製鉄所のある郷、すなわち韓鉄郷に納入されたのである。便補郷である。韓鉄郷・郷長は大陸の製鉄技術に明るい人物で、また不足しがちな原材料を朝鮮半島から輸入することもできた人物であった。稼働期間は大宝から延暦までを含み、少なくとも百年近くあった。

4. 補論一元岡・桑原の地名

元岡にはケゴ(芥子)、箱崎免、桑原には別所(ベッソ)という小字名がある。ケゴとは警固であろう。ケゴ・警固地名は筑前では那珂郡のほか、早良郡(橋本、四箇、東入部)、糟屋郡(久原・けごち)などにある。久原は大宰府直領・箱崎社領(葉丸名・益永名)が集中してあったところである(『首羅山遺跡』2008、142頁)。律令国家の軍事を維持するために必要な領免田が筑前各地にあった。元岡にも同様に警固や箱崎免(箱崎八幡宮に年貢を納める田)があった。

これら免田からの貢租は、赤坂山(後の福岡城)にあった警固所や、箱崎浜まで運送されたと考えがちだが、工業特区たる韓鉄郷があったことを前提にすれば、警固所や箱崎八幡の飛び地がここにもあったように思われる。大宝木簡出土地の西の山が戸山で、戦国時代には戸山城があった。墨書にも刀山下があった。韓鉄郷の施設を守るための軍事基地は律令時代からこの戸山にあって、警固所の一部隊が駐屯したと考える。

元岡の水田は大正期に耕地整理され、箱崎免という小字名はそのときに整理統合され消えた。しかし西新法務局にある登記簿付属地図(閉鎖)でその位置が復原できる(1図参照)。

元岡・箱崎免からの貢租も現地元岡で消費された可能性がある。桑原にある別所地名は箱崎や大宰府の寺社の別所がここにもあった可能性を示唆する。

妙法院所蔵「金剛界灌頂隨要私記」奥書に

⁽¹¹⁷³⁾
承安三年癸巳五月廿七日於宮崎宮今山別所之僧坊
入唐聖人葉上御房御本書了 池上闍梨御撰

とある。葉上御房は榮西のことである(『吾妻鏡』⁽¹²¹⁵⁾建保三年六月五日・寿福寺長老葉上僧正榮西入滅)。榮西は仁安三年(1168)に入宋、いったん帰国し、文治三年(1187)三月にも再度入宋している。かれは今津誓願寺を拠点とし10年近くをこの寺周辺で過ごした。

正平九年(1354)十二月に「彼今山妙徳寺者、自葉

上僧正御建立以来」とある(田村文書、南北朝遺文・九州編3巻)。正中二年(1325)五月二十日の某書下(町村書上帳/鎌倉遺文37巻)には「宮崎今山妙徳寺」、貞和五年(1349)五月秦重仲申状には「号宮崎馬出今山妙徳寺重仲氏寺也」とあって、宮崎宮今山別所はこの馬出にあった妙徳寺を指すとされている。承安三年(1173)、榮西が箱崎や脊振で弘道したことを記す經典奥書も近年見つかった(福岡市博物館『榮西と中世博多展』)。しかし箱崎に山といえる地形はない。

「誓願寺孟蘭盆一品経縁起」(大泉坊文書)に「去戊子歳(*仁安三年)渡海之後、欲請宋朝之藏経心尤切也、依之丙申歳(*安元二年)自仲秋、戊戌歳(*治承二年)至仲秋住当寺、待一切経渡海之」とある。『筑前国続風土記』(那珂郡)に妙徳寺建立は二度目の渡宋の帰国後とあるから、この記述によれば承安三年(1173)に妙徳寺はいまだなかった。妙徳寺のある馬出地区の発掘調査結果で、一帯は12世紀には砂丘で、人家がなかったこともわかっている(吉留秀敏氏による)。10年間も今津誓願寺にいた榮西にとっての今山とは、やはり日々眼前にあった志摩郡今山(今津干潟右岸、横浜)を指したのではないか。当時箱崎別所が今山にあった。妙徳寺はその志摩郡今山とも深く関わりがあって、その別所を継承して箱崎に開かれ、山号を今山としたのではないか。

今山別所についてはなお検討すべき点があるが、このように今津干潟をめぐる地理的政治的状况は、警固や箱崎免、別所といった地名から考えても、大宰府や箱崎に密接に関連していたといえよう。大宰府直領的性格を濃厚に持っていた。

最終校正の段階で、『新修福岡市史』資料編・中世1が刊行された。馬場文書ほかにより、年表を補充できる。参照されたい。

(はっとり ひでお)

九州大学大学院比較社会文化研究院)

備考

泊リュウサキ遺跡出土の木簡(豊乙阿子米五斗、白米五斗、三昧米五斗ほか)に言及できなかった。リュウサキは元岡遺跡から近距離にあり、987頁図では元岡・米栗の南、同牟田口の西、前原市(現在は糸島市)大塚の東になる。古代今津干潟の大潮時の最高満潮位と港湾機能がわかる。前原市教育委員会『泊リュウサキ遺跡』2009を参照されたい。